

資材単価

1 資材単価の適用区分

価格については（財）経済調査会に調査委託し、決定している。

平成22年度単価はすべて大口取引価格として調査しているが、小口取引の場合でも単価の補正は行わない。

2 資材単価の決定について

価格は、原則として、積算時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する資材の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、積算時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、長崎県土木部設定単価（「基本単価一覧表」に掲載の単価をいう。）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格、特別調査単価（臨時調査）または見積もりをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢価格を反映するものとする。

また、工事規模、工種、施工箇所及び施行条件から下記によりがたい場合は事前に本庁事業課と協議のうえ別途決定する。

1) 基本単価一覧表による場合

(イ) 基本単価一覧表の単価は、長崎県土木部建設企画課において決定したものという。

基本単価一覧表に掲載がある場合は、これを積算に用いる設計単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ) 1) の方法によりがたい場合は、設計単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は積算時の最新月号とする。

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカ等が一般的に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる設計単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる設計単価とする。

3) 掲載品と類似する資材等を使用する場合

基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され、かつ市況にある資材単価（二次製品等）は、下記のとおり算出して設計単価とする。

(イ) 中間サイズの場合（規格が異なる場合）

$$\text{中間品単価} = \textcircled{1} \boxed{\text{中間品の見積またはカタログ等の単価}} \times \frac{\textcircled{2} \boxed{\begin{array}{l} \text{基本単価一覧表または} \\ \text{物価資料等掲載の直近上位の単価} \end{array}}}{\textcircled{3} \boxed{\begin{array}{l} \text{②に対応する見積もり} \\ \text{またはカタログ等の単価} \end{array}}}$$

なお、直近上位とは、基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

(ロ) 類似品または品目が異なる場合

$$\text{類似品単価} = \boxed{\text{①類似品の見積またはカタログ等の単価}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{②基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価} \\ \text{③②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{l} \text{②基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価} \\ \text{③②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価} \end{array}}}$$

ただし、②の対象サイズは、原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は、直近サイズとする。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も②基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価とすることができるものとする。

4) 見積もりまたは特別（臨時）調査による場合

1)～3)により単価決定ができない資材については、見積もりまたは特別（臨時）調査により単価を決定する。

ただし、次のイ) ロ)に該当する該当する資材価格については、特別（臨時）調査により単価を決定する。

(イ) 基本単価一覧表に掲載されている資材で、1工事の使用量が下記に該当する場合。

- i. セメント（バラ）：使用量が1,000t以上の場合
- ii. セメント（袋）：使用量が60t（2,400袋）以上の場合
- iii. 火薬：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1t以上の場合
- iv. 電気雷管：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1,000個以上の場合

(ロ) 1工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が500万円以上または1資材価格が50万円以上の資材。

ただし、下記i～vに該当する資材については、1工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が200万円以上または1資材価格が50万円以上の資材。

- i. 橋梁関係資材
 - ①支承
 - ②落橋防止装置
 - ③P C 枝（工場製作枝）
 - ④橋梁用防護柵
 - ⑤伸縮装置
- ii. ダム工事積算資料で定める資材
- iii. NATM積算資料（案）で定める資材
- iv. 簡易浮き桟橋（付属品含む）
- v. 機器・計器類

※特別（臨時）調査の必要性の判断は、見積もり微取により判断するものとする。

見積もり微取・決定方法は、「4) 見積もりまたは特別（臨時）調査の場合による場合の(ハ)見積もり微取・決定方法」によること。

なお、他の工事の実績や物価資料等から類推できるものは、見積もり微取を省くことができるものとするが、市場価格との乖離を把握するためにも、見積もりは極力微取するものとする。

(ハ) 見積もり微取・決定方法

- i. 見積もりを微取する場合は、形状寸法・品質・規格・数量及び納入場所・見積もり有効期限等の条件を必ず提示し、発注担当機関長名で見積もり依頼を行う。
- ii. 見積もりは、原則として3社以上から微取する。
- iii. 積算に用いる資材単価の決定方法は、異常値を除いた価格の最低価格とする。

（異常値とは、微取した全ての見積もりの平均値を中心、±30%の範囲を超えるものとする。）

※主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料の速報」等の価格を採用する。

※単価採用順序は、1)、2)、3)、4)の順とする。

単価適用上の注意事項

1. 地域別資材単価

1) 資材単価地区割（捨石（海上渡し）・砂（海上渡し）を除く）

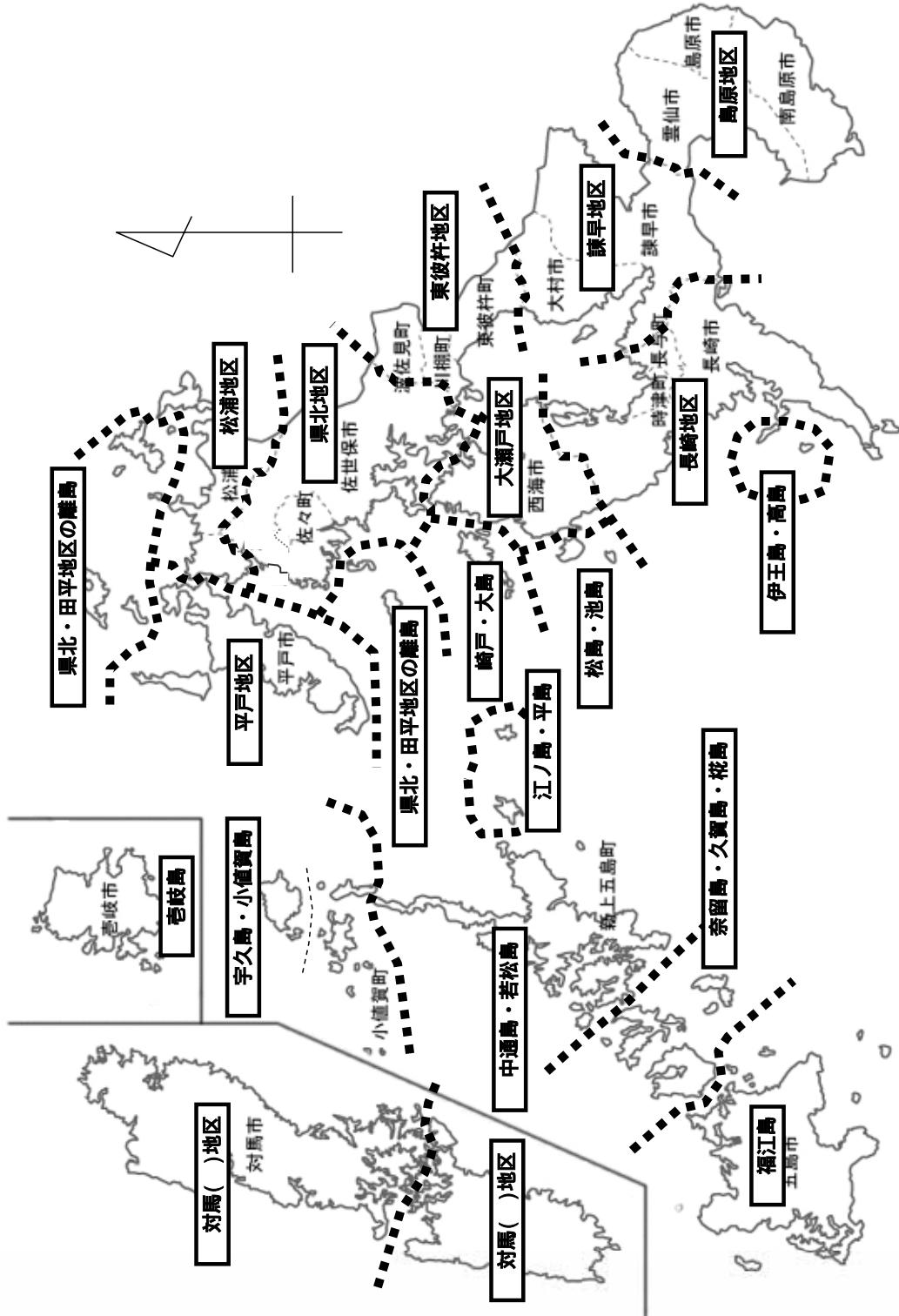
地区割については、下表および地区割り図の通りとするが下記地区については注意すること。

長崎地区には樺島を含む。

県北田平地区の離島には宇久島・小値賀島を含まない。

地 区 名	範 围
長崎地区	長崎市の内地・長与町の内地・時津町の内地
諫早地区	諫早市の内地・大村市の内地
大瀬戸地区	西海市の内地（旧崎戸町・旧大島町を除く）
島原地区	島原市の内地・雲仙市の内地・南島原市の内地
県北地区	佐世保市の内地・佐々町の内地
東彼杵地区	東彼杵町の内地・川棚町の内地・波佐見町の内地
松浦地区	松浦市の内地（旧福島町を含む）・平戸市の内地（旧田平町のみ）
伊王島・高島	長崎市の離島（旧伊王島町・旧高島町のみ）
崎戸・大島	西海市の内地（旧崎戸町・旧大島町のみ）
松島・池島	西海市の離島（松島のみ）・長崎市の離島（池島のみ）
江ノ島・平島	西海市の離島（江ノ島・平島のみ）
宇久島・小値賀島	佐世保市の離島（旧宇久町のみ）・小値賀町
平戸地区	平戸市の内地（旧田平町を除く・旧生月町を含む）
県北・田平地区的離島 (宇久島・小値賀島を除く)	佐世保市の離島（黒島・高島のみ）・平戸市の離島（度島・旧大島村のみ） 松浦市の離島（飛島・青島・黒島　当面の間は鷹島本島も含む）H21.5.1改定
福江島	五島市（福江島のみ）
奈留島・久賀島・桜島	五島市（奈留島・久賀島・桜島のみ）
中通島・若松島	新上五島町（中通島・若松島のみ）
壱岐島	壱岐市（壱岐島のみ）
対馬（　）	対馬市（万関橋以南の本島）
対馬（　）	対馬市（万関橋以北の本島）

資材単価地区割り図(捨石(海上渡し)・砂(海上渡し)を除く)



2) 資材単価地区割(捨石(海上渡し)・砂(海上渡し))

(1) 捨石(海上渡し)

地区割については、表-1および捨石(海上渡し)単価地区割り図の通りとする。

(表-1)

地 区 名	範 围
1. 本土北区	佐賀県堺～佐世保市と西海市の市堺
2. 本土中区	佐世保市と西海市の市堺～旧野母崎町と旧三和町の町堺
3. 本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
4. 本土南区	旧野母崎町と旧三和町の町堺～佐賀県堺
5. 宇久・小値賀地区	宇久島、小値賀島、平島、江ノ島
6. 上五島地区	中通島、若松島、奈留島、久賀島、桟島
7. 下五島地区	福江島全島
8. 壱岐全島	壱岐市管内
9. 対馬東沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎～対馬市厳原町豆酈崎鼻，浅芽湾一円
10. 対馬西沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎～対馬市豊玉町小松崎鼻，御崎鼻～豆酈崎鼻

(2) 砂(海上渡し)

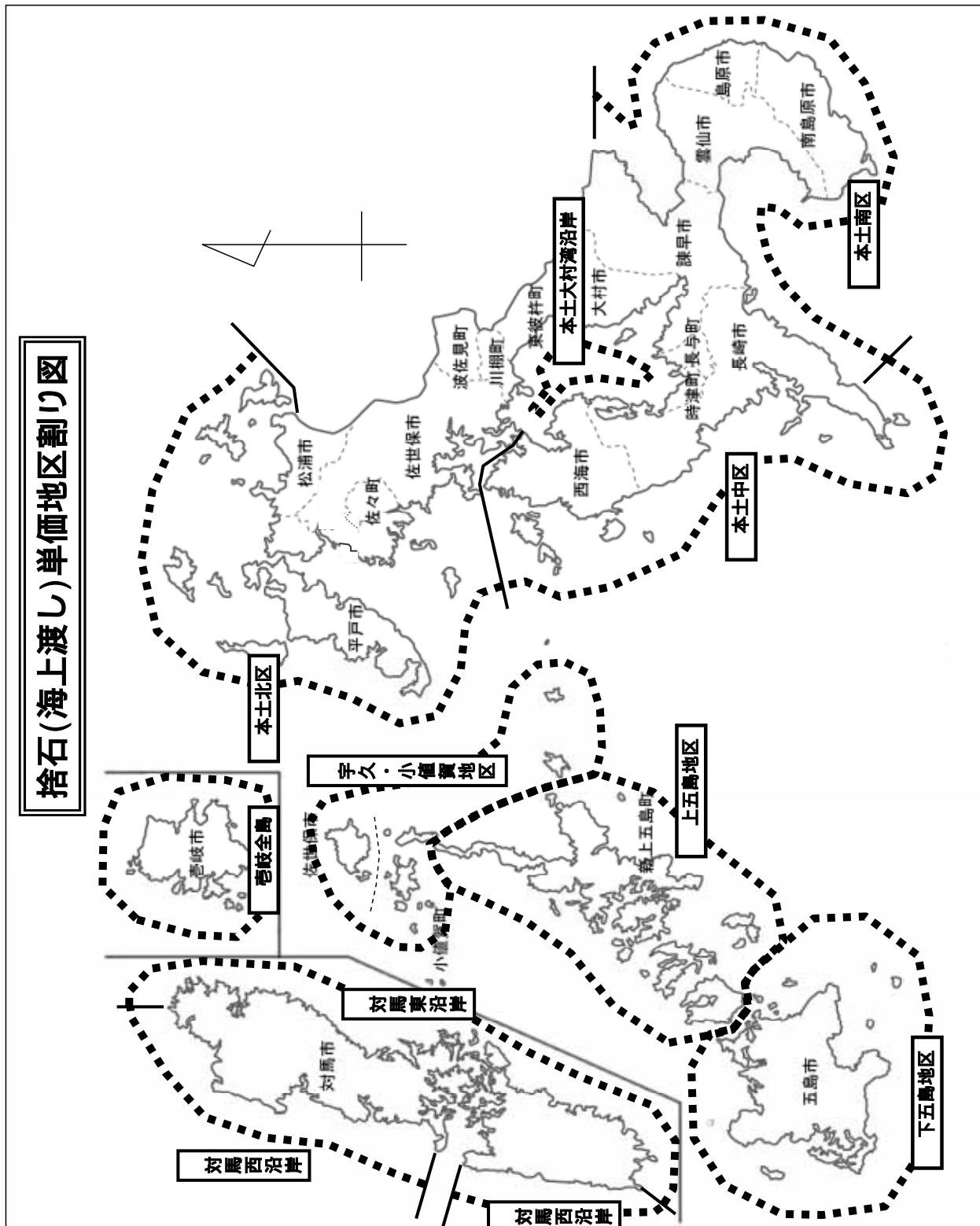
地区割については、表-2および砂(海上渡し)単価地区割り図の通りとする。

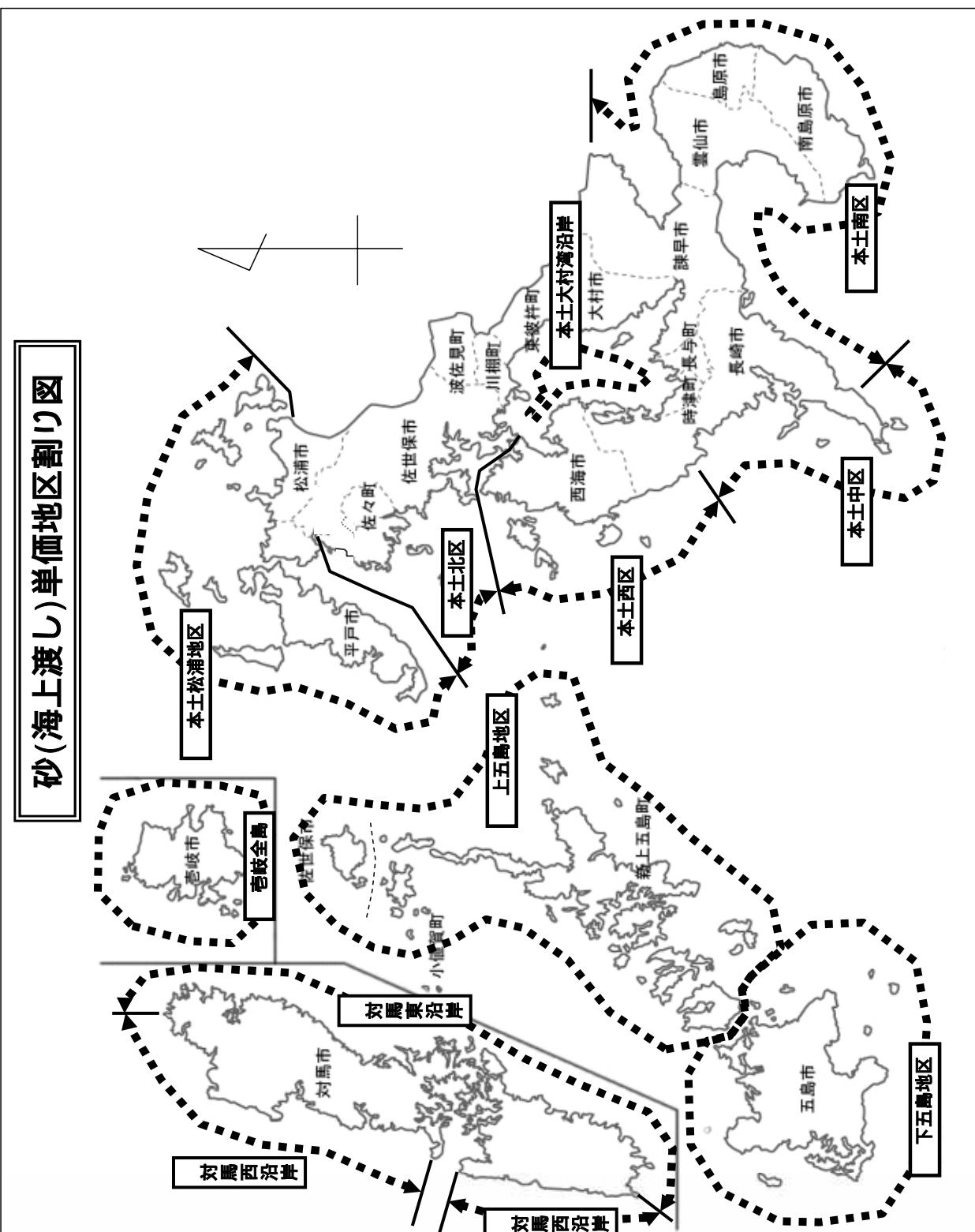
(表-1)

地 区 名	範 围
1. 本土松浦地区	佐賀県堺～旧江迎町と旧鹿町町の町堺
2. 本土北区	旧江迎町と旧鹿町町の町堺～西海市西海町寄船鼻
3. 本土西区	西海市西海町寄船鼻～旧外海町と旧長崎市の市町境
4. 本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
5. 本土中区	旧外海町と旧長崎市の市町境～旧野母崎町と旧三和町の町境
6. 本土南区	旧野母崎町と旧三和町の町堺～佐賀県堺
7. 上五島地区	宇久島、小値賀島、平島、江ノ島、中通島、若松島、奈留島、久賀島、桟島
8. 下五島地区	福江島全島
9. 壱岐全島	壱岐市管内
10. 対馬東沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎～対馬市厳原町豆酈崎鼻，浅芽湾一円
11. 対馬西沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎～対馬市豊玉町小松崎鼻，御崎鼻～豆酈崎鼻

注：ケーソン中詰砂、サンドコンパクション用砂、置換砂に使用する単価である。

捨石(海上渡し)単価地区割り図





3) 生コンクリート、アスファルトについて

(1) 生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

- (ア) 生コンクリート、アスファルトの単価は、プラントがない離島には適用できない。

(イ) [伊王島・高島地区]の生コンクリートの単価は伊王島以外には適用できない。

(ウ) [県北・田平地区の離島]の生コンクリートの単価は鷹島、大島、度島以外には適用できない。

(エ) [宇久島・小値賀島]のアスファルト合材の単価は、小値賀島以外には適用できない。

(オ) [奈留島・久賀島・桟島]の生コンクリートの単価は、奈留島・久賀島以外には適用できない。

生コンクリート及びアスファルト合材プラント有無一覧

地 区								伊王島・高島
	長崎	諫早	大瀬戸	島原	県北	東彼杵	松浦	伊王島
生コンクリート								×
アスファルト 合材	新材 再生							×

地 区									平戸	
	崎戸・大島		池島・松島		江ノ島・平島		宇久島・小値賀島			
	崎戸	大島	池島	松島	江ノ島	平島	宇久島	小値賀島		
生コンクリート	×	× ただし本土 と橋で連結	×	×	×	×				
アスファルト 合材	新材	×	× ただし本土 と橋で連結	×	×	×	×	×	×	
	再生	×	× ただし本土 と橋で連結	×	×	×	×	×	×	

度島の生コンプラントは製造能力が時間 2m³程度であり、多量に使用する場合は別途考慮すること。

地 区						壱岐島	対馬	対馬
	奈留島・久賀島・杵島		中通島・若松島					
	奈留島	久賀島	杵島	中通島	若松島			
生コンクリート			×			×ただし中通島と橋で連結		
アスファルト 合材	新材	×	×	×		×ただし中通島と橋で連結		
	再生	×	×	×	×	×	×	×

(2) 生コンクリート単価の地区による補正について

- (ア) [平戸地区]のうち生月島についてのみ、同地区単価に+1,000円／m³とする。 [TP6250]

(3) 生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

その他の地区は割増しないものとする。

4) 再生クラッシャーランの単価について

- (1) [伊王島・高島]の単価については、伊王島以外には適用できない。
- (2) [県北・田平地区の離島]の単価については、鷹島以外には適用できない。

5) セメント

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント（パラモノ）は、一件工事で1,000t以上使用する場合は、適用できない。

なお、1,000t以上使用する場合は、特別調査により単価を決定すること。

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント（袋物）は4t以上8t未満の場合とし、4t未満についてはセメント（小口・袋物）を使用すること。

6) 火薬

基本単価コード（TT4001～TT4005）単価は1t未満の場合とする。

1t以上及びトンネル、ダム等の大型事業の場合は特別調査によること。

7) 海上運賃

地域別単価が設定されていない資材のうち、内地で生産されるコンクリート二次製品、鋼材（鋼管杭・H杭等）、仮設材（鋼矢板・H形鋼・覆工板等）、異形ブロック型枠を、離島において調達する場合は、海上運賃（TT0001：コンクリート二次製品、TT0002：鋼材、TT0011：異形ブロック型枠）を計上する。

海上運賃には、島内での陸上輸送を含む。

離島本島から離島の離島へ海上運搬する場合は、別途見積を行う。

仮設材や異形ブロック型枠など搬出（返却）が必要な資材は、返却する分の海上運賃も計上する。

8) TP3205～TP3250のフェンスの規格は、以下のとおりとする。

ビニール被覆（TP3205～TP3226） 線径 3.2×網目50mm

亜鉛メッキ（TP3231～TP3240） 線径 3.2×網目56mm

メッキ着色（TP3241～TP3250） 線径 3.2×網目56mm

9) 安全灯について（詳細の規格は、下表のとおりとする。）

区分	規 格 格	単位	本土地区	離島地区
第1線 防波堤	<灯具> 灯色：黄色、赤、緑 光達距離：5km～9km 閃光時間：2秒～4秒 材質：耐食アルミニウム合金 <標体（ポ - ル）> 灯高：3.0m以上 材質：STK400亜鉛メッキ ボルトは含むがケミカルアンカーは含まず 標準的な設置は4箇所（4穴タイプ） <電池> 形式：太陽電池式 耐用年数：蓄電池3～5年	基	TP4496 (LEDタイプ)	TP4497 (LEDタイプ)
第2線 防波堤	<灯具> 灯色：黄色、赤、緑 光達距離：2km～5km 閃光時間：2秒～4秒 材質：耐食アルミニウム合金 <標体（ポ - ル）> 灯高：3.0m以上 材質：STK400亜鉛メッキ ボルトは含むがケミカルアンカーは含まず 標準的な設置は4箇所（4穴タイプ） <電池> 形式：太陽電池式 耐用年数：蓄電池3～5年	基	TP4498 (LEDタイプ)	TP4499 (LEDタイプ)

2. 共通資材単価

- 1) 資材単価は原則として工事現場渡し価格とする。（海上渡しの捨石や砂、試験費用等を除く。）
- 2) 鋼鉄・形鋼について
 - (1) 価格採用にあたっては、販売価格（市中価格）を原則とし、実勢販売価格（実取引価格）を考慮する。
 - (2) 形鋼のうち鉄塔向け以外の等辺山形鋼については、市中価格とする。
- 3) 長崎県産材スギ・ヒノキ丸太価格（森林土木用）
 - (1) 白木仕上げ(皮剥ぎ)丸太：壱岐、近離島については別途運搬費を計上すること。（本土最寄港渡し。）
また、対馬については取扱いを行っていない。
 - (2) 円柱加工丸太：五島及び壱岐、近離島については別途運搬費を計上すること。（壱岐は厳原港渡し。
五島及び近離島は本土最寄港渡し。）
 - (3) 煙突丸太：対馬島内現場渡し単価とする。

3. 建設機械賃料

長期割引率及び賃料に含まれる料金

機種	長期割引率	燃料費	オペレータ料金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイルクレーン（ラフテーンクレーン）	"	"	"
クローラクレーン	無し	別途計上	"
トラクターショベル	35%割引済	"	別途計上
ロードローラ	"	"	"
タイヤローラ	"	"	"
振動ローラ	"	"	"
高所作業車	"	"	"
空気圧縮機	"	"	"
発動発電機	"	"	"
水中ポンプ	"	"	"
ミニバックホウ	"	"	"
バックホウ	"	"	"
トラック（クレーン装置付き）	"	"	"
高所作業車（トラック架装リフト）	"	"	"
ブルドーザ（普通）	"	"	"
油圧ブレーカ	"	"	"

（注）長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。